

令和5年大網白里市議会第4回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和5年12月14日（木曜日）午後1時00分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

土屋 忠和	委員長	黒須 俊隆	副委員長
斉藤 完育	委員	猪崎 紀人	委員
上代 和利	委員	北田 宏彦	委員

---

出席説明員

財政課長	古内 衛	財政課副課長	内山 義仁
財政課主査 兼財政班長	加藤岡 大祐		
税務課長	北田 和之	税務課副課長	齋藤 英樹
税務課主査 兼市民税班長	古内 崇介		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部 一男	主査	山本 卓也
主任書記	小笠原 勇		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

### (1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第10号 市長や副市長、教育長等、自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている役職の者等と関わりのある企業が、本市の公共事業を受注する事を制限するための条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情

### (2) 付託議案の審査

- ・議案第1号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算（第6号）（財政課）
- ・議案第6号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）
- ・議案第11号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算（第7号）（財政課）

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後1時00分）

---

◎委員長あいさつ

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 最初に土屋委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 皆様、ご苦労さまでございます。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が1件、議案が3件であります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いします。

なお、本日もAI反訳システムを使用いたしますので、皆さん必ずマイクを使用願います。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長進行をお願いいたします。

---

○委員長（土屋忠和委員長） 傍聴者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） いないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

◎陳情第10号 市長や副市長、教育長等、自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている役職の者等と関わりのある企業が、本市の公共事業を受注する事を制限するための条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情

○委員長（土屋忠和委員長） これより、当常任委員会に付託となった陳情第10号 市長や副市長、教育長等、自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている役職の者等と関わりのある企業が、本市の公共事業を受注することを制限するための条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます

す。それでは、委員の方々の意見を伺います。

よろしく願いいたします。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 委員の皆様から、とりあえずあまりなさそうなので、私から意見を言わせていただきます。

この陳情11号、前議会ですね、この改選前の最後の議会で出された陳情と内容は同じもので、ただそのときに委員の皆さんの中で、市長に対する政治倫理条例と、議会に対する議員に対する政治倫理条例、これ分けたほうがいいのではないかという今回の陳情の中にも書いてありますが、実際、他の自治体の例とかを見ても、基本的には立法化、もしくは条例化する段階では、議員の政治倫理条例は議会の中で話し合っ、市長サイドのものは市長サイドの中で話し合っ、それぞれ条例を出すという、そういう形をとっているのです、前回の意見、ある面で一理ある面もあったんじゃないかと思います。

今回その陳情者は、その意見を汲んで、今回、市長サイドの政治倫理条例と議会サイドの政治倫理条例に分けて陳情出してきたという経緯だというふうに思います。

その上で今回、総務常任委員会で、話し合う内容は市長サイドの政治倫理条例を制定して欲しいというそういうような内容でありまして、これについては、千葉市をはじめ近隣自治体でも多くの自治体がもう制定しているそういう条例で、大変、市民の意見としては、妥当な意見、そういうふうに考えます。

内容的には、この陳情の中で、政治倫理基準を作っ、欲しいとか、資産公開制度、今、奇しくも国会では政治資金規正法なんかがある問題になってるんですが、ザル法だというふうに言われているんですが、市長の資産公開制度ってのも大変ザル法で、普通預金だとか、あとは有価証券の一部だとか、土地だとか色んなそういう資産公開しなくていい部分というのが大変多くて、こういうザル法のようなそういうものではなくて、きちんと市長が、市長在任中に、この不正な資産を増やすような作業、そういうことをしていないかどうか市民がきちんと分かるように、資産公開制度をこの条例の中で決める、また、問責制度とか、政治倫理審査会、あと、住民の調査請求権、そういうものを規定した制度だと思います。

内容的には、実際にはこの制度については、仮に、議会が、市民の陳情を妥当だと言って、採択されたとしても、市長サイドで検討して、具体的な内容については検討してやることになると思いますが、仮に議会サイドで、政治倫理条例をつくらしたら、その議会サイドと首長サイドがある意味協力して、すり合わせ等も行った中で進めていくことになると思

います。

そういう細かいことについては今後の課題だと思いますが、私としてはこの陳情、市民サイドで、市民からの政治倫理条例を、議会サイドでも市長サイドでも作って欲しいという、非常に真っ当な意見だと考えますので、賛成をしたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他にいらっしゃいませんか。

北田委員。

○北田宏彦委員 私の方の意見を述べさせていただきます。

全国的にも、この市長を含めた三役に対する政治倫理条例の制定っていうのが進んできているように思います。

またそういう中で、この陳情の趣旨の中にある広範な裁量権を持つてる役職の者等と関わりのある企業が本市の公共事業を受注することを制限するための条例であるという趣旨なんです。後半、政治倫理条例を全般的に見ますと、やはり市民から疑念を持たれない、その入札うんぬんだけでなく、色んな面において疑念を持たれないようにしていくという、そういうことなのかなと私は理解しておりますが、議会、我々議員の方に対しても、政治倫理条例を確立していただきたいという、同様の陳情があがっておりますので、我々議会とすれば、まず議会の方の条例をどのようにするのか、ということを決めた上で、市長を含めた三役にも同様の条例を求めるとか、歩調を合わせた形で、進めていくのが良いのかなとは思いますが。

私は以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） その他、ご意見ありますか。

上代委員。

○上代和利委員 本当に大事な、本当に今の世相を反映するじゃありませんが、本当に大事な観点だと思います。

本当になかなか、この補足説明の中にも、市長の方もこの市政運営に参考にするというふうな、こういう回答もあるんですけども、この私たちってのはどうなのかなっていうふうにも思ったりもしまして、それこそ行政側のこの努力義務っていうか、そういう部分、いかがなものかなと思います。

まだ精査をしないといけないのかなというように、感じました。

よろしく申し上げます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方ご意見ありますか。

齊藤委員。

○齊藤完育委員 やはり議会も含めて襟を正していくという必要性はとてもあるんじゃないかなというふうに考えております。

北田委員も仰ってございましたけれども、やはりそういった意味で襟を正していく中で、やはり議会との方と歩調を合わせていくというのが良いのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） では、猪崎委員はどうですか。

○猪崎紀人委員 はい。

私も政治倫理規程、規程が良いのか条例が良いのか分からないんですけど、政治倫理に関してのものをつくるということ自体は悪くないとは思んですが、ただ、細かいこと言うと資産公開制度、とかっていうのは、正直どうなのかなと思っております。

それと、議会と足並みを揃えるというのは、私も賛成です。

それぞれバラバラで動くということよりか、合わせて進めていく方がよろしいんじゃないかと、そのように思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） はい。では私からよろしいでしょうか。

令和5年第3回定例会ですね、前回ですが、総務常任委員会において、政治倫理条例を制定してもらうための陳情が不採択になりました。

その不採択の理由に、私は市長、副市長、教育長の行政側と、議員側、規制対象を区分した方が良いと発言をいたしました。

そして先月ですか、11月24日、この陳情が受けという形になりました。

この第4回定例会に新しい陳情として、私を名指した上の陳情第10号と11号に分けて陳情審査となったと考察いたします。

第10号につきましては、私は、議会、議員側と、首長の行政側は二元代表制になっておりますので、市長の市政運営の参考にする、その回答どおりに市長側は自ら陳情の内容を検討していただきたいというふうに思っております。

以上です。

では、これでですね、他に何かありますか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいま猪崎委員から、資産公開はいかがなものかという意見があったんですけれども、市長サイドと議会サイドでね、大分異なってくるんじゃないかと思うんですよ。

議会の場合はかなり情報公開的な中でね、制度も進んでる面もあるし、それに対して市長が資産公開するってのは当然なわけでね、ザル法じゃ全くどうしようもないと。

定期預金、有価証券、土地、家屋そういう資産を公開するのは当然の話でね。

だから市長の場合と、年間400数十万しか議員報酬のない例えば議会議員、その資産公開を全く同じにする必要はないかもしれないし、それぞれ別に、個別に考えれば良いと思うんですけれども、政治倫理条例の趣旨からいって市長の、少なくとも市長の資産公開制度は絶対ザル法であってはいけない、きちんとした公開をするべきだっていうふうに考えます。

何か精査が必要だっていう話があったんですが、私、最初に申し上げたとおり、当然精査が必要で、それは、議員、条例を実際に条例化するに当たっては、相当細かい、例えば何ていう細かい内容でね、この条例に相応しくない文言だとか色んなそういうものはかなり細かく精査しなきゃいけないと思うんだけど、それは議会サイドに弁護士はいないですけれども、法対の方はいるわけでね、そういう法対の職員とか顧問弁護士なんかともね、その意見交換をする中でやっていけばいい話であって、今回の陳情っていうのは、全体の総論として、政治倫理条例、実際にこのイメージが湧かないような内容なら別なんだけど、全国の数多くの自治体がね、お隣の市でもやってるわけだから、これを陳情を採択するのに精査が足りないなんていうことはありえないわけで、少なくとも、この間、私が総務常任委員会だったときに、政治倫理条例、これはもう10年ぐらい前の話ですが、政治倫理条例について勉強会をしたこともあるわけで、政治倫理条例について、これから、ねえ、細かい……

すいません、申し訳ない。

失礼しました。

これから細かく精査しないと、その採択、不採択が考えられないっていうのは、ちょっと言い訳がましい感じはしますので、私としては採択してもらいたいけれども、ただ委員の皆様が、どうしてももう少し勉強したいと言うんだったら、議会の姿勢等も明らかになる、そういうのを待つということで次の議会まで継続審査にするというそういう方法もあると思いますので、ぜひ皆さんの意見を、その辺も踏まえてもう一度聞きたいなと思います。

委員長、よろしくお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） では他の意見というか、次に討論ですが希望者はありますか。

ありませんか。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はい。討論します。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 内容的には、先ほどの意見の中で申し述べましたので討論としては、この市民の陳情は、大変妥当なものなので、採択すべきだというふうに考えます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 皆さん、そうですね。

今、黒須副委員長の方から皆さんの意見が出尽くしてですね、継続審査という意見がありましたので、継続審査の意見があった場合には、継続審査の意見のところに関しまして、お諮りをいたしますので、よろしく願いいたします。

ただいま、陳情第10号について、継続審査を望むご意見がありましたので、まず継続審査とすることについての採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第10号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって、陳情第10号は継続審査と決しました。

以上で陳情第10号の審査を終わります。

事務局よろしいでしょうか。

---

◎議案第 1 号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算（第6号）

議案第11号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算（第7号）

○委員長（土屋忠和委員長） これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から、付託議案についての説明を受け、説明終了後に、付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第1号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算（第6号）、議案第11号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）



○委員長（土屋忠和委員長） 財政課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を得てから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第1号及び議案第11号の説明をお願いいたします。

○古内 衛財政課長 財政課でございます。

本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは私の右隣が、副課長の内山でございます。

○内山義仁財政課副課長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 次に私の左側が主査で、財政班長の加藤家でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 なお、本日は補助員として後列に担当者1名を同席させていただいておりますことをご了承ください。

最後に私、課長の古内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は着座にて失礼いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） はい、どうぞ。

○古内 衛財政課長 それでは去る12月1日、同8日の両日に開催された、全員協議会でお配りした資料に沿って議案番号順に、ご説明をさせていただきます。

はじめに資料、12月補正予算案の概要、こちらをご覧ください。

議案第1号一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ9,281万8,000円を追加し、予算総額を166億4,589万6,000円にしようとするものでございます。

歳出予算の補正内容について申し上げます。

まず1点目ですが、ふるさと応援寄付金促進費につき3,300万円を追加計上することいたします。

恐れ入りますが、裏のページと併せてご覧ください。

2ページ中段の6、歳入の中で、（1）一般寄付金（ふるさと応援寄付金）とお示しのと

おり、今年度のふるさと応援寄付金については、1億円の増加、総額にして6億円を見込んでいるところです。

そして、1ページで記載のとおり、これに伴う必要な経費につき、事務代行業務委託料2,930万円と収納代行サービス利用料等370万円を併せて増額することといたします。

なお、財源は全額一般財源となります。

続いて2点目の、その他事業の増額補正についてご説明いたします。

これは今年度の執行見込みに合わせて、4つの事業につき、所要額をそれぞれ計上するもので、補正額は5,437万8,000円の増額となります。

まず、①の生活保護扶助費ですが、入院者数の増加等に伴い、医療扶助費を4,000万円増額するものです。

財源は次ページ、6、歳入のうち、国費として、(2)医療扶助費等負担金、3,000万円を見込み、残り1,000万円は一般財源で対応いたします。

1ページにお戻りください。

次の②地域生活支援事業ですが、障がい者の移動支援及び日中支援サービスの利用増加に伴い、所要額663万4,000円を増額するもので、財源は次ページ歳入のうち、国費として、

(3)地域生活支援事業費補助金、210万3,000円、また、県費として、(4)千葉県地域生活支援事業補助金、105万2,000円をそれぞれ予定し、残る347万9,000円が一般財源となります。

再び1ページにお戻りください。

次に、③のひとり親家庭等医療費助成事業ですが、当該医療費助成の利用件数が増加していることから、所要額574万4,000円を増額するもので、財源は次ページ歳入のうち、県費として(5)ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金、287万2,000円を見込み、残り同額を一般財源で対応いたします。

再び1ページにお戻りください。

次の④総務事務費については、通信運搬費の増加に伴い、所要額200万円を増額するもので、財源は全額一般財源となります。

続いて3点目、社会体育施設管理費についてご説明いたします。

大網白里アリーナの給湯設備が老朽化により不具合を起こしているため、交換工事に必要な経費として、444万1,000円を計上するもので、財源については、次ページ歳入のうち、

(6)アリーナ施設整備事業債とあるとおり、市債390万円を予定し、残りの54万1,000円を

一般財源といたします。

続いて裏面2ページをご覧ください。

4点目の障害者福祉システム改修費についてご説明いたします。

これは、障害福祉サービス等の報酬改定に対応するため、システム改修に係る経費につき、96万8,000円を計上するもので、財源は下段歳入のうち、国費として(7)障害者総合支援事業費補助金、48万4,000円を予定し、残り同額を一般財源で対応いたします。

続いて5点目の空き家等対策事業についてご説明いたします。

これは、本定例会でご審議いただく大網白里市空家等の適切な管理に関する条例の制定に伴い、今後予定される空き家等対策協議会の設置に必要な経費として、委員報酬、3万1,000円を計上するもので、財源は全額一般財源となります。

続いて6点目の歳入についてご説明いたします。

(1)の一般寄付金(ふるさと応援寄付金)から(7)障害者総合支援事業費補助金については、これまでにご説明のとおりです。

最後の(8)財政調整基金繰入金ですが、これは今回の財源調整として、4,759万3,000円を減額するものとなります。

続いて7点目、債務負担行為の設定についてご説明いたします。

これは、来年度当初から直ちに事業を執行するため、今年度中に契約の締結などを行う必要がある業務等について、全部で17件、総額1億6,616万円を限度額とする債務負担行為を設定するものとなります。

以上が、議案第1号 一般会計補正予算(第6号)の概要でございます。

引き続き、議案第11号 一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

資料、12月補正予算案(その2)の概要をご覧ください。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ3億8,764万5,000円を追加し、予算総額を170億3,354万1,000円にしようとするものでございます。

歳出予算の補正内容について申し上げます。

本件は、物価高騰対応に係る補正予算ということで、生活者支援と事業者支援の2本立てとしております。

まず、大項目の1、生活者支援として、低所得世帯支援給付金事業につき、3億4,037万8,000円を追加計上することといたします。

物価高騰による家庭への影響が特に大きい低所得世帯を支援するため、1世帯当たり7万

円の給付金を支給するもので、今年度の6月補正予算で対応した3万円に引き続き、今回分と合わせて10万円が支給されることとなります。

給付金の支給対象者は、令和5年12月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯につき、4,700世帯、また、令和5年1月から同年12月までの間で家計が急変し、これと同様の事情にあると認められる40世帯合わせて4,740世帯を見込んでおります。

支給額は1世帯当たり7万円、総額にして3億3,180万円となりますが、これに加えて、システム構築業務をはじめ、給付金事務補助業務、確認書などの印刷封入業務に係る委託料のほか、通信運搬費、人件費、手数料、消耗品費といった事務費として857万8,000円を併せて計上するものです。

支給時期は2月以降を予定しております。

裏面下段、大項目の3、歳入をご覧ください。

(1) 地方創生臨時交付金のうち1段目、低所得世帯支援給付金事業分として、3億4,037万8,000円と記載のとおり、財源については、全額国費となります。

1ページにお戻りください。

続いて、大項目の2、事業者支援として、物価高騰対策支援事業につき、4,726万7,000円を追加計上することといたします。

物価高騰の影響を受ける市内事業者等を支援するため、5つの事業区分に応じて支援金を交付するものとなります。

こちらについては、今年度6月補正予算(その2)で計上した事業と同様、国から示されている、いわゆる推奨事業メニュー、これに基づき実施される事業で、自治体は当該メニューを踏まえながら、地域の実情に応じた事業を実施することとされていることから、他自治体での実施事例等も参考に、事業者支援のメニューにある医療、介護、障害福祉、保育施設等に対する支援及び地域公共交通事業者に対する支援に係る事業について予算計上するものです。

その1点目は、医療機関等物価高騰対策支援金です。

病院等施設に対して100万円をはじめ、歯科を含む診療所、51施設に20万円ずつの合計1,020万円、薬局28施設には10万円ずつで合計280万円、産後ケア事業者1施設に3万円をそれぞれ支援金として交付するほか、事務費につき通信運搬費1万4,000円、総額にして1,404万4,000円を計上することといたします。

裏面 2 ページをご覧ください。

2 点目は、介護サービス事業所分、物価高騰対策支援金となります。

居宅介護支援事業所、23施設に対して 5 万円ずつ合計115万円をはじめ、訪問系事業所、30施設に10万円ずつの合計300万円、通所系事業所、27施設に20万円ずつの合計540万円、入所系事業所、30施設には30万円ずつで合計900万円をそれぞれ支援金として交付するほか、事務費につき通信運搬費 1 万9,000円、総額にして1,856万9,000円を計上するものです。

3 点目は、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金です。

通所系事業所、14施設に対して20万円ずつの合計280万円、また、入所系事業所、17施設に30万円ずつの合計510万円をそれぞれ支援金として交付するほか、事務費につき通信運搬費6,000円を加え、総額790万6,000円を計上することといたします。

4 点目は、保育施設等、物価高騰対策支援金となります。

市内私立の認可保育所をはじめ、小規模家庭的保育施設、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設に対して、定員 1 人につき2,400円ずつ合計249万4,000円を、また民間の学童保育室に対し、定員 1 人につき800円ずつ合計16万4,000円をそれぞれ支援金として交付するため、総額265万8,000円を計上するものです。

最後に 5 点目の公共交通事業者物価高騰対策支援金です。

市内 2 つの事業者に対して、1 事業者当たり 30 万円の合計60万円、また市内運行車両については、タクシー23台に対し、1 台当たり 3 万円の合計69万円及びバス28台に対し、1 台当たり10万円の合計280万円をそれぞれ支援金として、総額409万円を交付することといたします。

以上、5 つの事業区分に応じた支援金を交付する予定ですが、これらの財源については、下段 3、歳入のうち、(1) 地方創生臨時交付金の 2 段目、物価高騰対策支援事業分として 4,726万7,000円とお示しのとおり、全額国費となります。

続いて大項目の 3、歳入について申し上げます。

(1) の地方創生臨時交付金のうち、1 段目、低所得世帯支援給付金事業分と、2 段目、物価高騰対策支援事業分については、これまでにご説明のとおりです。

なお 3 番目に、元気回復クーポン券事業（一般財源分）とありますが、これは今年度 6 月補正予算（その 2）において、年度内に地方創生臨時交付金の追加交付があった場合は、当該事業に充当することで、一般財源の逓減を図る旨をご説明したところであり、この対応として今回、4,843万1,000円を予定するものです。

また、これと連動し（２）の財政調整基金繰入金については、今回の財源調整につき同額を減額することといたします。

以上が議案第11号 一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

本日の審査案件に係る当課からのご説明は以上となります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（土屋忠和委員長） はい、ご苦労様です。

ただいま説明のありました議案第1号及び議案第11号の内容について、ご質問等があればお願ひいたします。

なお、その際は議案番号をお示しください。どうぞ。

上代委員。

○上代和利委員 2点ほど、お聞きしたいと思います。

この1号議案の1番目、このふるさと応援寄付金促進費、ふるさと応援寄付金の増加に伴いとありますが、この11月まで、11月までの今のふるさと納税の今年度の状況は分かりますでしょうか。

それが1点とですね。

あと、同じく1号議案の5番目の空家対策事業ですけども、この委員が10名の方で協議会があるというふうにこれあります、この内容というかどうかという方々、10名を構成するんでしょうか。

2点教えていただきたいと思ひます。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 それではまず1点目のふるさと納税関係についてお答ひいたします。

11月末時点の状況ということでお話をさせていただきます。

昨年度の11月末時点での寄付金が、3億9,396万1,323円でございます。

それと比較して、今年度、11月末現在にしますと、それが4億2,050万3,866円となっております。

比較いたしますと、前年に比べて同時期で2,654万2,543円の増額となっており、増加分を割合で申し上げますと、6.74パーセントの増加ということになっております。

従いまして、昨年度の年度末の受入額が5億8,106万3,323円ございましたので、今後同様の金額が入ってくることを見込み、令和5年度については、これを超える約6億円ということで、予算計上をするものでございます。

それから2点目、空家対策協議会のご質問についてお答え申し上げます。

こちらについては、学識経験者ということで、4名、それから、関係行政機関の職員を5名、その他市長が必要と認める者1名、合計10名を予定しているところでございます。

なお、学識経験者につきましては、千葉司法書士会、また、千葉県宅地建物取引業協会、それから全日本不動産協会、千葉県建築士会、こういったところから、学識経験を充ててもらう予定と伺っております。

それから2点目の関係行政機関ですけれども、こちらについては消防本部、東金警察署、山武土木事務所、副市長、それから建設課長である参事、その5名を予定しているとのことです。

あと、市長が必要と認める者ということでご説明申し上げましたが、こちらにつきましては地域住民代表の学識経験者ということで、担当課から伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 ありがとうございます。

○委員長（土屋忠和委員長） その他、どうぞ。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） まず、今の上代委員の関連なんですけど、全員協議会の中では、11月末現在で3.6億だって言ったのが、今の説明だと3.9億で、全員協議会の中でやっぱり3億7,980万そこまで言ったのに、今4.2億だって言ったのはどういうことなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 全員協議会の時のふるさと納税の額なんですけど、こちらが11月20日時点の金額で述べておりました。

今回、11月末の確定が数字として出ましたので、こちらの方で説明させていただいたので、その差額というような形になります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 了解しました。

あとですね、空家対策事業の方で、委員の内容について今ご説明あったんですけれども、具体的に委員が何を協議して、何を決めるのか、何でしたっけ議案の方の7号を見てもね、

詳しいことは書いてなくて、運営等は何か別途決めるみたいなことしか書いてないんですけど、具体的にね、例えば空き家があったと、これをその特定空家にするのか、ただの空家にするのかとかね、何を決めるんですかね。

その辺り、どういう権限があって、何を決めるのかお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 こちらの協議会につきましては、目的といたしまして、市民が安心して居住できる生活環境を確保するための空家等対策計画、こちらを作成することで、今後効果的な対策を実施できるということを目的として組織すると、伺っているところです。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ということは、その計画を立てるための1回ぼっきりの委員会であって、その恒常的にあってこの空家をどうするかそういう話がされる、そういう組織ではないということによろしいですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 当該協議会の運営回数ですけれども、こちらにつきましては、今年度中にまず1回を開き、次年度、令和6年度に3回、令和7年度以降はやはり年間1回を予定しているとお伺いしているところです。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はい了解しました。

また戻って、議案1号に戻るんですけども、議案1号の2の①生活保護扶助費なんですけれども、全員協議会の中では入院47人が68人になって、それで令和4年度の上半期が4,230何万で、令和5年の上期が8,267万とかなんかその細かいその数字の説明があったんですけど、また、その入院患者47人が68人っていう増えてることは増えてるけど、別に倍に増えてるわけでもないのにこれ、医療扶助の増加っていうのが何か特別な医療扶助が増えるような何か要因があったのかどうかお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 こちらも確かに47人と68人で、金額の伸びが一致してこないんですけども、担当課の方から入院に当たってのこの手術の内容によってはですね、例えば足を切断するとか、そういった1件当たり生活保護の医療扶助で10割、市の方で持ち



出すような形になるんですけど、1件当たりの手術が高額なものが出てくると、どうしてもそこら辺で一気に伸びてくるっていうようなことで、今回の現象というか、伸びの原因もそのような手術とか、そういった医療の処置がですね、あったっていうところで分析をしているというような話を伺っております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はい了解です。

同じく④なんですけれども、③ですか、③なんですけど、これ去年が9,719人で、今回半年で7,066だっているということで、だから半年だから、1年にしたら1万4,000ってことですよ、9,700が1万4,000ってことになるという話なんですけれども、人じゃなくて円ですか、今年度末までに不足するっていうことなんですけど、これ何でこの急激に増えているのか、その理由をお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 こちらにつきましては、昨年度に比べ、やはりコロナ禍における受診控えそういったものが、今年度になってからはそういったものが和らいで徐々に受診する方が増えている状況であると、いうふうに分析しております。

また今後、下半期については、インフルエンザをはじめ風邪ですとかそういったものの病気に罹りやすい季節が到来することから、そういったものも踏まえて、今年度の決算見込み額を検討したところでございます。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はい了解しました。

あと、次に議案11号なんですけれども、これ全員協議会の中で、例えば医療機関等、医療機関だけじゃないんですけど、今回は物価高騰対策支援金っていうことなんですけれども、実際コロナ支援金から含めてずっと一連の流れの中で、ここに挙げられてるような事業者に対して給付金等が、支援金等が行われている中で、物価高騰対策との前の段階のコロナ支援の中で、この医療機関相当稼いだんじゃないかっていうふうにマスコミ等でよく言われてるんですけども、それについてどうなのかって聞いたところ、全員協議会ではその詳しい事情はよく分かんないけど、厚労省がやれと言っていると、そんな説明だったと思うんですが、それは何か、分かりましたらお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長　こちらの支援金を取り組み進めるに当たって、日本医師会の方で、令和5年の4月にですね、診療所の光熱費の変動に関する実態調査というものが出ておりまして、令和4年10月から12月で電気、ガスの光熱費について医療機関全般で、対前年比で130から150パーセント伸びておりまして、また有償の診療所で金額でいうと、261万5,000円伸びがありまして、無償診療所でも45万9,000円伸びているというようなところで、そういった、本市の方で調査をかけたというところではないんですけども、日本医師会の方で行っている実態調査の数値等を踏まえまして、市内の医療機関についても、支援が必要な状況にあるだろうというところで、今回の事業の仕組みをですね作ってきたようなところなんですけれども、また、医療機関の経営状況の調査というのも同じように日本病院会の方から令和5年4月に出ているんですけども、そちらの中でも赤字病院の割合が令和3年から令和4年にかけて、3.5パーセント増えているというような、そういったところのデータを基にして、今回、支援金をやっていくっていうようなところで決めてきたところなんですけど、またですね、厚生労働省の方で今回の交付金の活用を行ってくださいというところの通知が各自治体に来てるんですけども、基本的にこの交付金の推奨事業メニューの趣旨としては、医療機関や障害福祉、介護あるんですけども、そういった診療報酬や公的な価格で光熱水費や物価高騰の影響を自ら価格に転嫁できないような業種について、緊急かつ確実に支援につなげていただきたいというような通知もありまして、そういったところを踏まえて、今回の事業になっているというようなところですよ。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長）　黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長）　今の最後の説明は良く分かりました。

確かに価格をすぐに医療費を値上げするってことできないわけで、そういう中で物価高騰がかなり厳しいんだっていう話なんですけど、ただ事業者全体としてね、その価格転嫁しにくっていう状況はあるんじゃないかと思う中で、例えば特に、その光熱水費みたいに大きく簡単に上がってしまったものの割合が、例えば医療機関、多いのかどうかね、箱物大きいから何か多そうな気はするんですけども、そういうところってのは国は何か言ってるんですか。

医療機関等は特別に、その例えばタクシー業者とかだったらね、燃料費相当厳しいと思うんですよ、割合が大きいと思うんですよ。

そういう意味では医療費で一番コストが大きいのは医者給料だろうと私は思うんですよ。

ね。そういう意味では、タクシー業者がその物価高騰でこれは大変だなんてのはそのとおりなんだけど、なんか医者やの給料を下げれば良いだろうっていう、例えば思っちゃう訳で、そういう辺りは国は何か触れてるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 国の方では触れられているのが、今回この交付金を使って支援金を設定するに当たって、国の方で把握している都道府県の事業等を踏まえた数値として支援金の金額の設定を、これを参考にやっていただければっていうのが来てるんですけども、それが病院では、国が把握している支援金の中央値として、病院には400万円程度、あと有償の診療所には27万5,000円程度、無償の診療所には6万2,500円程度というような、数字は示されておりまして、そこら辺を踏まえて支援が必要だというふうに、国としては、考えが示されているところであります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 概ね了解しました。

最後に5番、（5）の公共交通事業者なんですけど、これまでコロナ等でも支援してきたんじゃないかと思うんですけども、実際聞き取り調査とかそういうのは行われてるんですか。どの程度厳しいのかとか、お答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 事業者ごとにですね把握はしておりませんが、バス運賃収入は業界全体としてはコロナ禍の影響もあり、輸送人員により大きく減少している状況であることは確認してございます。

また、燃料費の高騰につきましては、一般社団法人千葉県バス協会からの要望書によりまして、令和3年当初と比較すると、1リットル当たり約40パーセント、燃料代が上昇しているということで、その要望書には記されてございます。

またタクシー業者にも担当課から確認を取っていただいたところなんですけれども、こちらにつきましても令和3年度と、令和4年度、こちらを比較してもやはり同様に燃料費が高騰しているということで回答はいただいているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 了解しました。

○委員長（土屋忠和委員長） よろしいですか。

では、その他。

北田委員。

○北田宏彦委員 議案1号の方の3、社会体育施設管理費ということで、給湯設備の交換工事ということなんですけれども、これ何年くらい経過しているのか、あるいは、給湯器の台数について教えていただきたい。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 はい、大網白里アリーナにつきましては、業務用の給湯器、これを6台設置してございます。

この6台とも不具合が生じているということで、エラーメッセージ等が表示され、数台が停止している状況が今ございます。強制的にエラー解除して使用しておりますけれども、だましまし使用しているのが実際のところですよ。

なお、この給湯設備につきましては、平成18年のアリーナ建設時に設置したもので、17年を年数的な経過しているところでございます。

以上でございます。

○北田宏彦委員 分かりました。

じゃあ、もう1つ。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 次に議案11号について質問いたします。

2番目の物価高騰対策支援事業の医療機関等に対する支援の中で、公立病院がこの中に入っていないのはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 今回の支援金の趣旨としては確かに本市、公立の大網病院あるんですけども、趣旨としては民間の事業者向けに支援金を交付するというので、公立の病院を除いているような状況です。

以上です。

○北田宏彦委員 分かりました。

○委員長（土屋忠和委員長） はい、その他。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） じゃあ私から良いですかね。

まずですね第1号の、北田委員の関連になるんですけども、3の社会体育施設管理費の中

で給湯器のお話になりまして、非常に長持ちしたなと思うんですが、この給湯器の設備に対しまして、これは燃料は、原動力はガスなのか、灯油なのか、それとも空気圧縮のエコキュートなのか、どちらになるんですか。

（「資料がないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） いいです、分かりました。

ではですね、話変えますが、当然ガスが安いということで私たちの市はなってますが、当然ですねこの給湯器のことは、市内のやっぱり施設に対しまして給湯器かなりあると思いますから、当然、商品を見直すしするとか、ガスにするのか、エコキュートにするのか、その辺をこれから勉強していただきたいと思います。

そういう一つの意見としてお願いいたします。

続きまして、第11号の保（4）保育施設等の物価高騰対策支援金とあるんですが、他の部分のところに関しまして事業所だとか、施設だとかいう形の単位でいくんですが、この保育施設だけがどうしても何人ということで、人数での基準という形になると思うんですが、できたらですね、このままの数字はそのまま受け止めますが、この（4）の保育施設等の物価高騰対策支援金に対しましては、結果の聞き取りを保育園の方に聞いていただいて今後の研究課題にしてあげて欲しいと思うんですが、救いの手を一つ伸ばしてあげて欲しいなということで、要望いたします。

以上です。

その他何かございますか。

古内課長。

○古内 衛財政課長 先ほど委員長の方からアリーナの給湯設備、こちらに対するご質問がございました。

こちらにつきましては、都市ガスを熱源としていると、そういうことで確認したところで

す。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 分かりました。ありがとうございました。

他に何か質問大丈夫ですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 財政課の皆さんご苦労さまでした。

退席していただいて結構でございます。

(財政課 退室)

---

◎議案第 6 号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（土屋忠和委員長） 次に、議案第 6 号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

(税務課 入室)

○委員長（土屋忠和委員長） 税務課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に、各委員から、委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を得てから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用をお願いいたします。

はじめに、課長から、職員の紹介をしていただき、続けて、議案第 6 号の説明をお願いいたします。どうぞ。

○北田和之税務課長 まずはじめに、本日出席の職員を紹介させていただきます。

まず私の右側が副課長の齋藤でございます。

○齋藤英樹税務課副課長 よろしく申し上げます。

○北田和之税務課長 左側が市民税班長の古内でございます。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 よろしく申し上げます。

○北田和之税務課長 私、課長の北田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

以後は着座にて失礼いたします。

それでは、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第 6 号説明資料によりご説明申し上げます。

1、改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

2、改正の概要ですが、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る国民健康保険税を減免するもので、対象期間は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分となり、資料の表の4月出産の場合ですと、出産月の前月の3月分から翌々月の6月

分までが対象となります。

また、双子以上の場合、出産月の3か月前から対象となり、6か月分が減免の対象となります。

減免額は、出産被保険者に係る均等割額及び所得割額の年税額の12分の4に相当する額、双子以上の場合12分の6に相当する額となります。

改正による影響額ですが、令和4年度データによる試算ですと、年間約75万円の減免額を見込んでおります。

3、施行日ですが、令和6年1月1日から施行となり、令和5年12月以前の期間に係るものは対象外となります。

説明は以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） はい、ご苦労様です。

ただいま説明のありました議案第6号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

上代委員。

○上代和利委員 この例を伺ったんですけど、私も金曜も伺ったんですけど、これ申請するこの手続きってというのは必要になるんですかね、出生届で分かるんですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田課長。

○北田和之税務課長 本人からの届け出で申請してもらうことも可能ですし、逆に職権でこちらでも市民課と連携をとって把握できますので、もし届け出がなくてもですね、対象者をこちらで把握させていただいて、連絡、コンタクトを取る予定となっております。

○上代和利委員 申請が必要ないというか、職権でできるってことですよね。

両方できる。はい。ありがとうございました。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 令和4年データによる試算の75万円、これ何人なんですかね。ちなみに多胎妊娠が何件で単胎妊娠が何件だったんですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内班長。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 令和4年分のデータになりますけれども、23名の出産がありまして、すべて単胎になります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 75万円ってのは75割る23で、大体考えればいいんですか。

1人当たりの減免額ってのは。

○委員長（土屋忠和委員長） はい、古内班長。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 そうですね、皆さん所得がバラバラだったりしますので実際は違うんですけども、1人当たり大体どれくらいってということですよ、そうですね。

75を23で割っていただければ、1人当たり大体これくらいっていうふうになると思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この所得割と均等割とかこういう大体そういうふうにした理由、その決めるに当たっての何ていうんですかね、決め方というか、それはどういうものだったんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内班長。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 それは、減免の対象となるのが、均等割額と所得割額が対象になる理由ということよろしいですか。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はい。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 まずですね、国の方の説明にはなるんですけども、均等割に関しては、1人当たりいくらというものになってきますので、この間、あと所得割についても、いわゆる産前産後の期間、就労ができなくて収入を得ることができなくなるというところに着目して、世帯所得が減少することを踏まえてその分を対象としているというような、回答を国の方から出てます。

○委員長（土屋忠和委員長） いいですか。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 結構です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方、よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） ではないようなので、税務課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（税務課 退室）

---

○委員長（土屋忠和委員長） これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第1号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算（第6号）について、ご



意見及び討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はありませんか。

(「なし」「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) なしということで、それでは、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算(第7号)について、ご意見及び討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) なしということで。

それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

---

◎その他

○委員長(土屋忠和委員長) 次にその他でございしますが、何かございしますか。

(発言する者なし)

○委員長(土屋忠和委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

副委員長お願いします。

---

◎閉会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

（午後 2 時 1 2 分）